

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案 概要 ~不当な表示を防止するために課徴金制度を導入~

不当表示規制の抑止力を高める必要

- 「食品表示等の適正化について」（平成25年12月9日食品表示等問題関係府省庁等会議）

→同日、内閣総理大臣から内閣府消費者委員会に対し課徴金制度等の在り方について_{諮詢}

→平成26年6月10日_{答申}

- 新たなメニュー表示偽装の発覚

- 不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）本則第4条（※本条は平成26年7月2日施行）
(政府の措置)

第四条 第一条の規定により講じられる措置のほか、政府は、この法律の施行後一年以内に、課徴金に係る制度の整備について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

- 衆参消費者問題に関する特別委員会附帯決議

「課徴金制度の導入に当たっては、透明性・公平性の確保のための主観的要素の在り方など賦課要件の明確化及び加算・減算・減免措置等について検討し、事業者の経済活動を委縮させることがないよう配慮するとともに、消費者の被害回復という観点も含め検討し、速やかに法案を提出すること。」

目的

不当な表示による顧客の誘引を防止するため、不当な表示を行った事業者に対する課徴金制度を導入するとともに、被害回復を促進する観点から返金による課徴金額の減額等の措置を講ずる。

課徴金納付命令（第8条）

- 対象行為：優良誤認表示、有利誤認表示を対象とする。
不実証広告規制に係る表示行為について、一定の期間内に当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出がない場合には、当該表示を不当表示と推定して課徴金を賦課する。
- 賦課金額の算定：対象商品・役務の売上額に3%を乗じる。
- 対象期間：3年間を上限とする。
- 主觀的要素：違反事業者が相当の注意を怠った者でないと認められるときは、課徴金を賦課しない。
- 規模基準：課徴金額が150万円未満となる場合は、課徴金を賦課しない。

課徴金額の減額（第9条）

- 違反行為を自主申告した事業者に対し、課徴金額の2分の1を減額する。

除斥期間（第12条第7項）

- 違反行為をやめた日から5年を経過したときは、課徴金を賦課しない。

賦課手続（第13条）

- 違反事業者に対する手続保障として、弁明の機会を付与する。

これまでの検討の経緯

- 不当表示に対する課徴金制度の導入を含む景品表示法改正法案提出（平成20年3月）→審議されないまま廃案
- 景品表示法の消費者庁移管→被害者救済制度の総合的な検討を実施する際にあわせて検討
- 消費者の財産被害に係る行政手法研究会等において検討

被害回復（第10条・第11条）

事業者が所定の手続に沿って自主返金を行った場合（返金措置を実施した場合）は、課徴金を命じない又は減額する。

1: 実施予定返金措置計画の作成・認定

自主返金により課徴金の減額を受けようとする事業者は、実施予定返金措置計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受ける。

2: 返金措置(返金)の実施

事業者は、実施予定返金措置計画に沿って適正に返金を実施する。

3: 報告期限までに報告

返金合計額が
課徴金額未満の場合

課徴金の減額

返金合計額が
課徴金額以上の場合

課徴金の納付を命じない

施行期日（附則第1条）

- 公布日から1年6月以内に施行